法　　務

公証人任免

和歌山地方法務局所属公証人遠藤薫は願により公証人を免ぜられた。

高谷寛は公証人に任命され、和歌山地方法務局所属公証人遠藤薫の後任を命ぜられた。

金沢地方法務局所属公証人原俊二郎は願により公証人を免ぜられた。

田邉豊は公証人に任命され、金沢地方法務局所属公証人原俊二郎の後任を命ぜられた。

松江地方法務局所属公証人菊間徹は願により公証人を免ぜられた。

瀧村剛は公証人に任命され、松江地方法務局所属公証人菊間徹の後任を命ぜられた。

伊藤俊行は公証人に任命され、大分地方法務局所属公証人三吉好美の後任を命ぜられた。

大分地方法務局所属公証人富永環は願により公証人を免ぜられた。

中垣治夫は公証人に任命され、大分地方法務局所属公証人富永環の後任を命ぜられた。

大分地方法務局所属公証人川口秀憲は願により公証人を免ぜられた。

二宮宏光は公証人に任命され、大分地方法務局所属公証人川口秀憲の後任を命ぜられた。

福島地方法務局所属公証人本間透は願により公証人を免ぜられた。

小沼邦彦は公証人に任命され、福島地方法務局所属公証人本間透の後任を命ぜられた。

釧路地方法務局所属公証人三上茂は願により公証人を免ぜられた。

木村俊道は公証人に任命され、釧路地方法務局所属公証人三上茂の後任を命ぜられた。

高松法務局所属公証人折目斎は願により公証人を免ぜられた。

泉本良二は公証人に任命され、高松法務局所属公証人折目斎の後任を命ぜられた。（以上七月一日）（法務省）

労　　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、島根労働局の関係事業主を代表する者福間泰正の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年７月11日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、島根労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成28年７月25日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　島根労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低工賃の廃止決定に関する公示

滋賀労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、滋賀県高島地区綿・スフ織物業・ねん糸製造業最低工賃（昭和59年滋賀労働基準局最低工賃公示第１号）を平成28年７月10日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成28年７月11日

滋賀労働局長　大山　剛二

国 家 試 験

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験における最高裁判所の認定に係る受験資格について

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則（平成27年最高裁判所規則第１号）第５条第１項及び平成27年２月12日付け最高裁人任二第233号事務総長通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則の運用について」記４の定めにおいて読み替えて準用する人事院規則８―18（採用試験）別表第３裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）及び裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）の項の⑵、裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）及び裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）の項の⑵のイ、裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の項の⑵のア及び裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）の項の⑵の規定に基づき、平成27年４月１日付け官報（号外第76号）により告知した最高裁判所の認定に係る受験資格の一部改正について、次のとおり決定した。

平成28年７月11日　　最高裁判所

１　１の⑶中「の課程」の次に「又は同項第４号の２に規定する修業年限が５年以上である課程」を加え、「当該課程」を「これらの課程のいずれか」に改める。

２　２の⑷中「第４号」を「第４号の２」に改める。

３　４の⑷中「第22号」を「第23号」に改め、同⑸中「第23号」を「第24号」に改め、同⑹中「第４号」を「第５号」に改める。

４　この決定による改正は、平成28年７月11日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人折目斎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成28年７月11日　　高松法務局

無縁墳墓等改葬公告

一般国道208号大川佐賀道路13―２工区工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出ください。

なお、期日までにお申出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成28年７月11日

国土交通省九州地方整備局長　小平田浩司

１　墳墓等所在地　佐賀県佐賀市諸富町大字寺井津字西寺井686番

１　墳墓等の名称　堤津分

１　死亡者の本籍及び氏名　本籍　不詳　氏名　不詳

１　改葬を行おうとする者　佐賀県佐賀市諸富町大字寺井津564番地２　西寺井自治会　代表者　吉武　正廣

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第９６７号

京都市左京区岩倉幡枝町641番地４

申立人　宮崎　彩織

本籍京都市上京区日暮通竹屋町上る四町目802番地、最後の住所京都市上京区上立売通浄福寺西入姥ケ東西町620番地　コスモ上立売Ｂ103号、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日平成28年４月25日、出生の場所京都市下京区、出生年月日大正13年１月27日、職業無職

被相続人　亡　大谷　圭一

事務所京都市上京区新町通椹木町上る春帯町344番地２　折坂ビル３Ｆ

相続財産管理人　司法書士　宮崎　彩織

京都家庭裁判所